



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

○長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

所管課（室）名

県民生活環境課

規 則

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第24号

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則（平成20年長崎県規則第18号の6）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（特定事業者） 第4条 条例第15条第1項の規則で定めるものは、次のいずれかに該当する者とする。 (1) 県内に事業所（工場、営業所、店舗等を含む。）を有する事業者であって、県内に所在するすべての事業所の原油換算エネルギー使用量（前年度において使用した燃料の量並びに前年度において他人から供給された熱及び電気の量をエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条各項に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算したものをいう。以下同じ。）を合算した量が1,500キロリットル以上であるもの (2) 略 （駐車場） 第7条 条例第17条の規則で定めるものは、次に掲げる駐車場であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上であるもの又は自動車を駐車することができる台数が40台以上であるものとする。 (1) 道路法（昭和27年法律第180号）<u>第2条第2項第7号</u>に規定する自動車駐車場 (2) 駐車場法（昭和32年法律第106号）<u>第2条第1号</u>に規定する路上駐車場及び同条第2号に規定する路外駐車場であって同法第12条の規定による設置の届出がされた路外駐車場 (3)～(5) 略	（特定事業者） 第4条 条例第15条第1項の規則で定めるものは、次のいずれかに該当する者とする。 (1) 県内に事業所（工場、営業所、店舗等を含む。）を有する事業者であって、県内に所在するすべての事業所の原油換算エネルギー使用量（前年度において使用した燃料の量並びに前年度において他人から供給された熱及び電気の量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条各項に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算したものをいう。以下同じ。）を合算した量が1,500キロリットル以上であるもの (2) 略 （駐車場） 第7条 条例第17条の規則で定めるものは、次に掲げる駐車場であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上であるもの又は自動車を駐車することができる台数が40台以上であるものとする。 (1) 道路法（昭和27年法律第180号）<u>第2条第2項第6号</u>に規定する自動車駐車場 (2) 駐車場法（昭和32年法律第106号）<u>第2条第1項</u>に規定する路上駐車場及び同法第12条の規定による設置の届出がされた路外駐車場 (3)～(5) 略

(深夜における音響機器の使用の制限区域等)

第11条 略

2 条例第37条の規則で定める区域は、騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により知事(市の区域内の地域については、市長)が指定した地域のうち、次に掲げる区域とする。

(1)及び(2) 略

3 略

(特別地区内の行為の許可基準)

第17条 条例第47条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 建築物その他の工作物(以下単に「工作物」という。)を新築すること。次に掲げるとおり。

ア及びイ 略

ウ 次に掲げる工作物の場合

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(ア)～(カ) 略

(キ) 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設又は同法第66条の規定により漁港施設とみなされた施設

(ク) 沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第2条第1項に規定する沿岸漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)をいう。第19条第1号キにおいて同じ。)の構造の改善に関する事業に係る施設

(ケ)～(ツ) 略

(テ) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第5項に規定する航空保安施設

(ト)及び(チ) 略

(ニ) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物(火力発電所を除く。)

(ヌ)～(ム) 略

エ及びオ 略

(2)～(4) 略

(特別地区内における許可等を要しない行為)

第19条 条例第47条第12項第3号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

ア～ウ 略

エ 境界標を設置すること。

オ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ヌ若しくはルに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、特別地区が指定され若しくはその区域が拡張された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第47条第4項

(深夜における音響機器の使用の制限区域等)

第11条 略

2 条例第37条の規則で定める区域は、騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により知事が定めた区域のうち、次に掲げる区域とする。

(1)及び(2) 略

3 略

(特別地区内の行為の許可基準)

第17条 条例第47条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 建築物その他の工作物(以下単に「工作物」という。)を新築すること。次に掲げるとおり。

ア及びイ 略

ウ 次に掲げる工作物の場合

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(ア)～(カ) 略

(キ) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設又は同法第40条の規定により漁港施設とみなされた施設

(ク) 沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第2条第1項に規定する沿岸漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)をいう。第19条第1号カにおいて同じ。)の構造の改善に関する事業に係る施設

(ケ)～(ツ) 略

(テ) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第4項に規定する航空保安施設

(ト)及び(チ) 略

(ニ) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する電気工作物(火力発電所を除く。)

(ヌ)～(ム) 略

エ及びオ 略

(2)～(4) 略

(特別地区内における許可等を要しない行為)

第19条 条例第47条第12項第3号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

ア～ウ 略

エ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ヌ若しくはルに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、特別地区が指定され若しくはその区域が拡張された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第47条第4項の規定による許可

の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第47条第10項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

カ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

キ～タ 略

チ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第141条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。

ツ～ゾ 略

ハ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために工作物を設置すること。

ヒ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

フ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

(2)～(6) 略

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであって次に掲げるもの

ア～キ 略

ク 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために木竹を損傷すること。

ケ～サ 略

(8) 略

(9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であって次に掲げるもの

ア及びイ 略

ウ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

エ 略

(10) 知事が指定する池沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該池沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの

ア～カ 略

キ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ク～サ 略

(11) 略

を受けて設置されたもの（条例第47条第10項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

オ 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

カ～ソ 略

タ 郵便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第141条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。

チ～ネ 略

(2)～(6) 略

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであって次に掲げるもの

ア～キ 略

ク 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために木竹を損傷すること。

ケ～サ 略

(8) 略

(9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であって次に掲げるもの

ア及びイ 略

ウ 略

(10) 知事が指定する池沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該池沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの

ア～カ 略

キ 漁港漁場整備法第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ク～サ 略

(11) 略

(12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 ア 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）<u>第63条第1項第1号</u>に規定する事業若しくは工事を実施する行為 イ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）<u>第21条第1項</u>に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為 ウ～ケ 略 (13) 略 （野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為） 第21条 条例第48条第3項第5号の規則で定めるものは、次号に掲げる行為とする。 (1) 第19条第1号、第5号（アを除く。）又は第12号（キを除く。）に掲げる行為（同条第1号又は第12号ウにあっては、工作物の新築を除く。） (2)及び(3) 略 (4) 前各号に掲げる行為に付帯する行為 （普通地区内における届出等を要しない行為） 第24条 条例第49条第7項第4号の規則で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。 (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの ア 第19条第1号に掲げるもの（同号ト、ヌ及びネに掲げるものを除く。） イ～オ 略 (2)～(5) 略 (6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 ア 水産資源保護法<u>第21条第1項</u>に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為 イ～オ 略 (7) 略 （喫煙の禁止に係る適用除外） 第40条 条例第76条ただし書で定める自動車内その他の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1)及び(2) 略 (3) <u>屋外において、喫煙禁止地区内の管理権原者が、望まない受動喫煙を生じさせることがないように配慮し喫煙することができるとして、定めた場所で喫煙する場合</u> （自動販売機設置届出地区の指定対象地域） 第41条 条例第78条第1項の規則で定める地域は、次に掲げる地域とする。 (1) 略 (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）の規定により指定された国立公園の周辺地域 (3) 略 （過料処分の手続き） 第48条 過料処分事務に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第255条の3</u>の規定による告知及び弁明の機会の付与は、告知・弁明書により行うものとする。 2及び3 略	(12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 ア 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）<u>第22条の11第1号</u>に規定する事業若しくは工事を実施する行為 イ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）<u>第17条第1項</u>に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為 ウ～ケ 略 (13) 略 （野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為） 第21条 条例第48条第3項第5号の規則で定めるものは、次号に掲げる行為とする。 (1) 第19条第1号、第5号（ア及びカを除く。）又は第12号（キを除く。）に掲げる行為（同条第1号又は第12号ウにあっては、工作物の新築を除く。） (2)及び(3) 略 （普通地区内における届出等を要しない行為） 第24条 条例第49条第7項第4号の規則で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。 (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの ア 第19条第1号に掲げるもの（同号テ、ニ及びヌに掲げるものを除く。） イ～オ 略 (2)～(5) 略 (6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 ア 水産資源保護法<u>第17条第1項</u>に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為 イ～オ 略 (7) 略 （喫煙の禁止に係る適用除外） 第40条 条例第76条ただし書で定める自動車内その他の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1)及び(2) 略 （自動販売機設置届出地区の指定対象地域） 第41条 条例第78条第1項の規則で定める地域は、次に掲げる地域とする。 (1) 略 (2) 自然公園法の規定により指定された国立公園の周辺地域 (3) 略 （過料処分の手続き） 第48条 過料処分事務に係る地方自治法<u>第255条の3第1項</u>の規定による告知及び弁明の機会の付与は、告知・弁明書により行うものとする。 2及び3 略
--	---

(様式等)

第49条 略

2 条例及びこの規則の規定により検査、取締等を行う職員が携帯する証明書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 条例第58条第3項、第59条第4項及び第82条第4項の規定による証明書 立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書 (様式第24号)

- (2) 条例第68条第2項の規定による証明書 長崎県自然環境監視員証 (様式第25号)

- (3) 第46条第3項の規定による環境美化指導員証 環境美化指導員証 (様式第26号)

3 条例及びこの規則の規定による過料処分事務に関する手続きは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式によるものとする。

- (1) 条例第102条の規定による過料処分に係る告知・弁明書 告知・弁明書 (様式第27号)

- (2) 条例第102条の規定による過料処分に係る過料処分決定通知書 過料処分決定通知書 (様式第28号)

別表第1 (第2条関係)

騒音に係る指定施設 (騒音規制法第3条第1項の規定により知事 (市の区域内の地域については、市長) が指定した地域に設置されるものに限る。)

1 及び 2 略

3 板金作業又は製缶作業を行う作業場

4 略

別表第2 (第2条関係)

汚水等に係る指定施設 (大村湾流域に設置されるものに限る。)

1 略

2 飲食店営業 (食品衛生法施行令第35条第1号に規定する飲食店営業をいう。)、そうざい製造業 (同条第25号に規定するそうざい製造業をいう。)) 又は複合型そうざい製造業 (同条第26号に規定する複合型そうざい製造業をいう。)) の用に供する調理施設又は洗浄施設 (水質汚濁防止法施行令 (昭和46年政令第188号。以下「令」という。)) 別表第1 第66号の5から第66号の8までに規定する事業場に係るものを除く。)

3 給食施設 (特定多数人に対して通例として、継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設をいう。)) の用に供する調理施設又は洗浄施設 (令別表第1 第66号の4に規定する事業場に係るものを除く。)

4 略

別表第3 (第2条関係)

騒音の規制基準

1 騒音に係る指定施設を設置する工場又は事業場及び騒

(様式等)

第49条 略

2 条例及びこの規則の規定により検査、取締等を行う職員が携帯する証明書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 条例第58条第3項の規定による証明書 身分証明書 (様式第24号)

- (2) 条例第59条第4項の規定による証明書 身分証明書 (様式第25号)

- (3) 条例第68条第2項の規定による証明書 長崎県自然環境監視員証 (様式第26号)

- (4) 条例第82条第4項の規定による同条第1項の立入り、検査等を行う職員に係る証明書 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例第82条第1項の規定による身分証明書 (様式第27号)

- (5) 条例第82条第4項の規定による同条第2項又は第3項の立入り、検査等を行う職員に係る証明書 身分証明書 (様式第28号)

- (6) 第46条第3項の規定による環境美化指導員証 環境美化指導員証 (様式第29号)

3 条例及びこの規則の規定による過料処分事務に関する手続きは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式によるものとする。

- (1) 条例第102条の規定による過料処分に係る告知・弁明書 告知・弁明書 (様式第30号)

- (2) 条例第102条の規定による過料処分に係る過料処分決定通知書 過料処分決定通知書 (様式第31号)

別表第1 (第2条関係)

騒音に係る指定施設 (騒音規制法第3条第1項の規定により知事が定めた地域に設置されるものに限る。)

1 及び 2 略

3 板金作業又は製缶作業を行なう作業場

4 略

別表第2 (第2条関係)

汚水等に係る指定施設 (大村湾流域に設置されるものに限る。)

1 略

2 飲食店営業 (食品衛生法施行令第35条第1号に規定する飲食店営業をいう。)、そうざい製造業 (同条第25号に規定するそうざい製造業をいう。)) 又は複合型そうざい製造業 (同条第26号に規定する複合型そうざい製造業をいう。)) の用に供する調理施設又は洗浄施設 (水質汚濁防止法施行令 (昭和46年政令第188号。以下「令」という。)) 別表第1 第66号の4から第66号の7までに規定する事業場に係るものを除く。)

3 給食施設 (特定多数人に対して通例として、継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設をいう。)) の用に供する調理施設又は洗浄施設 (令別表第1 第66号の3に規定する事業場に係るものを除く。)

4 略

別表第3 (第2条関係)

騒音の規制基準

1 騒音に係る指定施設を設置する工場又は事業場及び騒

音に係る指定施設以外のもの（建設作業を除く。）に係る規制基準

- (1) 時間の区分及び区域の区分ごとの基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どものに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、時間の区分及び区域の区分ごとの基準から5デシベルを減じた値とする。

表 略

注 この基準は、次に掲げるときに発する音には適用しない。

- 1 略
- 2 祭礼、盆踊りその他の地域慣習による行事
- 3 略

- (2) 営業宣伝を目的とする拡声放送を行うときは1の(1)に定める基準に従うほか、次に掲げる基準に従わなければならない。

ア 午後7時から翌朝午前9時（日曜及び祝日については、午前10時）までは、放送を行ってはならない。

イ 略

ウ 定置放送（停止した移動放送車からの放送を含む。）は、1時間について15分以上の休止時間を置かなければならない。

エ 移動放送（航空機を用いる放送を除く。）を行うものは、同一地域における1回の連続する放送時間がおおむね10分を超えないようにしなければならない。

オ 航空機を用いて放送を行うときは、同一地域の上空で3回以上旋回を繰り返して放送してはならない。

カ 略

- (3) (1)に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として、騒音規制法第3条第1項の規定により知事（市の区域内の地域については、市長）が指定した地域における区域の区分をいう。

ア～エ 略

備考 略

- 2 騒音に係る指定施設以外のものを使用する建設作業に係る騒音の規制基準

前項(3)に定める区域内において騒音に係る指定施設以外のものを使用する建設作業に係る騒音は、午後9時から翌日の午前6時までの間は、発生させてはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

音に係る指定施設以外のもの（建設作業を除く。）に係る規制基準

- (1) 時間の区分及び区域の区分ごとの基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、時間の区分及び区域の区分ごとの基準から5デシベルを減じた値とする。

表 略

注 この基準は、次に掲げるときに発する音には適用しない。

- 1 略
- 2 祭礼、盆おどりその他の地域慣習による行事
- 3 略

- (2) 営業宣伝を目的とする拡声放送を行なうときは1の(1)に定める基準に従うほか、次に掲げる基準に従わなければならない。

ア 午後7時から翌朝午前9時（日曜及び祝日については、午前10時）までは、放送を行ってはならない。

イ 略

ウ 定置放送（停止した移動放送車からの放送を含む。）は、1時間について15分以上の休止時間を置かなければならない。

エ 移動放送（航空機を用いる放送を除く。）を行なうものは、同一地域における1回の連続する放送時間がおおむね10分をこえないようにしなければならない。

オ 航空機を用いて放送を行なうときは、同一地域の上空で3回以上旋回を繰り返して放送してはならない。

カ 略

- (3) (1)に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づいて、知事が定めた区域をいう。

ア～エ 略

備考 略

- 2 騒音に係る指定施設以外のものを使用する建設作業に係る騒音の規制基準

前項(3)に定める区域内において騒音に係る指定施設以外のものを使用する建設作業に係る騒音は、午後9時から翌日の午前6時までの間は、発生させてはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 災害その他非常の事態の発生により、当該建設作業を緊急に行う必要があるとき。
- (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該建設作業を行う必要があるとき。
- (3) 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、特に本文に掲げる時間（以下この項において「夜間」という。）において当該建設作業を行う必要があるとき。
- (4) 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該建設作業を夜間に行うべき旨の条件が附された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において、当該建設作業を夜間に行うべきことと同意されたとき。
- (5) 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該建設作業を夜間に行うべき旨の条件が附された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において、当該建設作業を夜間に行うべきこととされたとき。

様式第24号

様式第24号

(第1面)

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	(顔写真)
氏 名	
生年月日	
年 月 日 交付 年 月 日 限り有効	
知事 市町長 印	

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

- (1) 災害その他非常の事態の発生により、当該建設作業を緊急に行なう必要があるとき。
- (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該建設作業を行なう必要があるとき。
- (3) 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、特に本文に掲げる時間（以下この項において「夜間」という。）において当該建設作業を行なう必要があるとき。
- (4) 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該建設作業を夜間に行なうべき旨の条件が附された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において、当該建設作業を夜間に行なうべきこととされたとき。
- (5) 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該建設作業を夜間に行なうべき旨の条件が附された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において、当該建設作業を夜間に行なうべきこととされたとき。

様式第24号

様式第24号

表

(顔写真) 所 属 職 名 氏 名 生年月日 身分証明書 年 月 日 交付 長崎県知事 印	この証明書を携帯する者は、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例第58条に規定する中止命令等を行う自然保護取組員である。
---	--

裏

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（抄） （中止命令等） 第58条 知事は、保全地域における自然環境の保全又は希少野生動植物種保存地域における希少野生動植物種の保存のために必要があると認めるときは、第47条第4項、第48条第3項又は第51条第3項の規定に違反し、第47条第5項（第48条第4項又は第51条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に附せられた条件に違反し、第49条第1項の規定による届出をしないで同項各号に掲げる行為をし、又は同条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、相当の期限を定めて原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合にこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 2 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取組員を命じ、前項に規定する権限の一部を行わせることができる。 3 前項に規定する取組員がその権限を行う場合は、その身分を示す証明書を提示し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 第87条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 (3) 第58条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例 施行規則（抄） （自然保護取組員の資格及び権限）	第31条 条例第58条第2項に規定する自然保護取組員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 通算して3年以上自然環境の保全に関する行政事務に従事した者 (2) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において、生物学、地学、農学、林学、水産学又は造園学その他の自然環境の保全に關して必要な知識を修めて卒業した後、通算して1年以上自然環境の保全に關する行政事務に従事した者 2 条例第58条第2項の規定による自然保護取組員に行わせる権限は、次に掲げるとおりとする。 (1) 次に掲げる規定に違反した場合等において、その行為の中止を命ずること。 ア 条例第47条第4項の規定 イ 条例第48条第3項本文の規定 ウ 条例第49条第1項の規定 エ 条例第51条第3項本文の規定 (2) 次に掲げる規定に違反した場合等において、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずること。 ア 条例第47条第4項の規定（同項第3号及び第5号から第11号までに掲げるものに限る。） イ 条例第48条第3項本文の規定 ウ 条例第49条第1項の規定（同項第3号及び第5号に掲げるものに限る。） エ 条例第51条第3項本文の規定
---	--

様式第25号 略

様式第25号

様式第25号

表	
第 号	
(顔写真)	所属 職名 氏名 生年月日
身分証明書 年 月 日交付 長崎県知事 印	
この証明書を携帯する者は、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例第59条に規定する実地調査のための立入り、観測の設置等を行う職員である。	

裏	
長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（抄） （実地調査） 第59条 知事は、次に掲げる事項に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入らせ、観測を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹、かき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。 （1） 第44条第1項に規定する保全地域指定又はその区域の拡張 （2） 第46条第1項に規定する保全計画の決定又はその変更 （3） 第46条第1項に規定する保全事業の執行 （4） 第51条第1項に規定する若少野生動物保護保存地域の指定又はその区域の拡張 （5） 第52条第1項に規定する保護増進事業計画の決定又はその変更 （6） 第53条第1項に規定する保護増進事業の執行 2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ土地の所有者（所有者の住所	が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹、かき、さく等の所有者にその旨通知し、意見を述べさせる機会を与えなければならない。 3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。 4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹、かき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。 第94条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 （1）～（7） 略 （8） 第50条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨けた者 （9）～（11） 略

様式第26号 略

様式第27号

様式第27号

表	
12センチメートル	
第 号	
長崎県未来につながる環境を守り育てる条例 第82条第1項の規定による身分証明書	
(顔写真)	職名及び氏名 年 月 日生 年 月 日発行 知事 市町長 印
8センチメートル	

裏	
長崎県未来につながる環境を守り育てる条例抜すい （立入検査等） 第82条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、ばい煙等排出者の工場、事業場その他の場所に立ち入らせ、指定施設、観測装置その他の物件を検査させることができる。 2～3 （略） 4 前3項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 5 第1項から第3項までの規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第94条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 （1）～（9） （略） （10） 第82条第1項の規定による検査（排出し、又は発生させたものがばい煙、粉じん、汚水、廃液又は悪臭の場合に限る。）を拒み、妨げ、又は忌避した者 （11） （略） 第96条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） （略） （4） 第82条第1項の規定による検査（排出し、又は発生させたものが振動の場合に限る。）を拒み、妨げ、又は忌避した者 第98条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） （略） （4） 第82条第1項の規定による検査（排出し、又は発生させたものが騒音の場合に限る。）を拒み、妨げ、又は忌避した者	

様式第26号

様式第26号

(第1面)

第 号		環境美化指導員証	
職 名		(顔写真)	
氏 名			
生年月日			
年 月 日 交付 年 月 日 限り有効			
知事		印	

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項	該当の有無
長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則第46条第1項	○

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第28号

様式第28号

第 号	表				
(顔写真) <table border="1"> <tr> <td>所属</td> </tr> <tr> <td>職名</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> </tr> </table>	所属	職名	氏名	生年月日	この証明書を携帯する者は、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例第82条第2項及び第3項に規定する立入検査等を行う職員である。
所属					
職名					
氏名					
生年月日					
身分証明書 年 月 日交付 長崎県知事 印					

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例 (抄) (立入検査等) 第82条 (略) 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、保全地域の区域内の土地又は建物内に立ち入らせ、第47条第4項各号、第48条第3項本文又は第49条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。 3 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、希少野生動植物保存地域の区域内の土地又は建物内に立ち入らせ、第61条第3項本文に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の希少野生動植物の保存に及ぼす影響を調査させることができる。	4 前3項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 5 第1項から第3項までの規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第94条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1)～(6) (略) (7) 第82条第2項又は第3項の規定による検査又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
---	--

様式第29号

(様式第29号)

(表)

第 号	8 cm
環境美化指導員証	
所 属 氏 名 生年月日	(顔写真)
上記の職員は、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則第46条第1項に規定する環境美化指導員であることを証明する。	
年 月 日交付 (2年間有効) 長崎県知事 印	
12 cm	

(裏)

【長崎県未来につながる環境を守り育てる条例 (抜粋)】

(ごみの投げ捨て等の禁止)
 第72条 何人も、みだりにごみを捨て、又は散乱させてはならない。
 (ごみの投げ捨て等防止重点地区)
 第73条 知事は快適な環境の創造と美しいふるさとづくりを広域的な観点から推進するため、文化遺産の存する地域その他の規則で定める地域であって特にごみの散乱を防止する必要がある区域を、ごみの投げ捨て等防止重点地区として指定することができる。
 (喫煙禁止地区)
 第75条 知事は、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを広域的な観点から推進するため、文化遺産の存する地域その他の規則で定める地域であって、特にたばこの吸い殻の散乱を防止する必要がある公共の場所の区域を、喫煙禁止地区として指定することができる。
 (喫煙禁止地区における喫煙の禁止)
 第76条 何人も、喫煙禁止地区内においては、喫煙してはならない。ただし、自動車内その他の規則で定める場合においては、この限りでない。
 第102条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。
 (1) 第73条第1項の規定により指定したごみの投げ捨て等防止重点地区において第72条の規定に違反した者
 (2) 第76条の規定に違反した者

様式第27号 略
様式第28号 略

様式第30号 略
様式第31号 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に交付された改正前の様式第27号の規定による身分証明書は、その有効期間内において
は、改正後の第49条第2項第1号の規定による身分証明書とみなす。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二二
二二四

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
クイック
プリント
宏